

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

本会はすべての職員の働きやすい環境の整備と子育てを行う職員の仕事と子育ての両立を実現することによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、以下の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年9月1日から令和7年8月31日までの5年間

2. 内 容

目 標①：終了時刻を意識した働き方の推奨と、就業時間内に業務を終わらせる環境づくりにより、所定外労働を削減する。

●対 策

令和2年 9月～

(1) 所定外労働時間の状況調査実施。

令和2年11月～

(2) 週に1日ノー残業デーを設定し、所定外労働の削減に取り組む。

(3) ノー残業デーにやむを得ず労働する場合は、別の日への振替を推奨する。

(4) 会内での打ち合わせは、効率的に実施することを意識し、原則1時間以内とする。

(5) 会内での打ち合わせは、原則16時15分（終業時間の1時間前）以降に開始しないこととする。

令和3年 1月～

(6) 所定外労働時間の報告（4半期ごと）をする。

令和3年 4月～

(7) スタンディングミーティングスペースの設置

(8) 会議スペース等へのタイマー付きの時計の設置

目 標②：研修会等を通してワークライフバランスに関する意識を醸成し、年次有給休暇の取得率 50%を目指す。

●対 策

令和 2 年 9 月～

- (1) 年次有給休暇取得状況の報告（4 半期ごと）をする。

令和 2 年 1 1 月～

- (2) ワークライフバランス等をテーマとした研修会を実施し、職員各々が自身の働き方を見直す機会をつくる。
- (3) 女性特有の健康管理等をテーマとした研修会を実施し、女性が働き続けやすい環境づくりをする。

令和 3 年 4 月～

- (4) 管理職を中心に、年次有給休暇取得状況の分析を行い、各部署における業務の不均衡等の問題点の洗い出し及び改善へ取り組む。

令和 2 年 8 月 3 1 日

福島県国民健康保険団体連合会